

各区市町村長 殿

東京都知事
小池 百合子

緊急事態宣言後の保育所及び学童クラブ等の対応について

日頃より、東京都の福祉行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）（以下、「特措法」という）第 32 条に基づく緊急事態宣言が発出されました。都が今後実施する緊急事態措置は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の強化を図り、都民の生命や健康を守り、生活と経済に及ぼす影響が最小限となるように、都民や事業者にご協力をお願いするものとなります。

このため、都は人と人との接触をできる限り減らすという趣旨で都民に対しテレワークを活用するなど在宅勤務をお願いしています。また、東京都緊急事態措置（案）において、都内の事業者を商業施設など「基本的に休業を要請する施設」、学校や保育所など「施設の種別によっては休業を要請する施設」、医療施設や金融機関など「社会生活を維持する上で必要な施設」の 3 類型に分類しており、保育所や学童クラブ等は、適切な感染防止策を講じた上で、必要な方への保育等を提供することを要請することとしています。

こうしたことを踏まえ、都における保育所及び学童クラブ等の運営については、以下のとおり、対応していただくよう要請いたします。

記

- 1 感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、児童の登園等を控えるようお願いし、保育等の提供を縮小して実施すること
- 2 医療、交通、金融、社会福祉等の社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な保護者には、確実に保育等を提供すること
- 3 保育等の提供にあたっては感染症防止に万全の対策をとること
- 4 児童や職員の罹患が判明した場合等には、感染拡大防止の観点から臨時休園等の措置を速やかに講じるとともに、休園した保育所等の利用児童の保育等が必要な場合の対応として、ベビーシッターやファミリー・サポート・センター事業の活用等の代替策を講じること